

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和7年1月8日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）エディオン新下中野店
所在地 岡山市北区下中野字五ノ坪 429 番 1 ほか 17 筆

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社エディオン
住 所 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 株式会社エディオン
住 所 広島県広島市中区紙屋町二丁目 1 番 18 号
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年4月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7, 346平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	店舗敷地 1 階（図面 3-1 に記載のとおり）	290台
	合 計	290台

②駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収容台数
1	建物北西側（図面 3-1 に記載のとおり）	50台
	合 計	50台

③荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面積
1	建物南東側（図面 3-1 に記載のとおり）	54.0 m ²
2	建物北側（図面 3-1 に記載のとおり）	27.0 m ²
	合 計	81.0 m ²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容積
1	建物 1 階南東側（図面 3-1 に記載のとおり）	46.80 m ³
2	建物 1 階北東側（図面 3-1 に記載のとおり）	12.00 m ³
	合 計	58.80 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社エディオン	午前9時00分	午後9時00分	
テナント（未定）	午前9時00分	午後12時00分	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前8時30分から午前0時30分まで

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.	出入口の数	位 置
1	3箇所	敷地北側：出入口No.1 敷地西側：出入口No.2 敷地東側：出入口No.3 (図面3-1に記載のとおり)
合 計	3箇所	

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前5時00分から午後10時00分まで
2	午前0時00分から午後12時00分まで

2 届出年月日

令和6年12月23日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和7年1月8日から令和7年5月8日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興課